

入札公告

一般入札を次のとおり実施します。

令和7年2月10日

医療法人社団 匡恕会 梶田医院狭山
理事長 梶田匡史

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 建築主
医療法人社団匡恕会 梶田医院狭山 理事長 梶田匡史
- (2) 工事名
医療法人社団匡恕会 梶田医院狭山 病棟改修工事
- (3) 工事を施工する場所
埼玉県狭山市入間川 1164-1
- (4) 工事期限
令和7年2月27日から令和7年3月25日まで
- (5) 工事の概要
ア 事業内容 有床診療所(19床)
イ 敷地面積 1314.04 m²
ウ 規模及び構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建て 延床面積 1407.210 m²
エ 工事内容 病室内可動間仕切り設置
- (6) 予定価格
非公表とする。
- (7) 入札方式
一般競争入札
- (8) 入札保証金
免除

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 埼玉県建設工事等入札参加業者資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者のうち、建築一式工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、埼玉県建設工事 請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書 提出期限日から本工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (2) 令和6年7月1日現在の資格者名簿における建築一式工事の格付けがC等級又はD等級である者。
- (3) 次の届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

- ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者。

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の入札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
- イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生 手続開始決定がされていない者。
- ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生 手続開始決定がされていない者。

(5) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の配付期間等

令和 7 年 2 月 10 日(月)から令和 7 年 2 月 20 日(木)まで(土日、祝日を除く。)の午前 9 時から 午後 5 時まで。

(2) 入札参加資格の確認等

ア 資格確認資料の提出期間等

令和 7 年 2 月 10 日(月)から令和 7 年 2 月 20 日(木)まで(土日、祝日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 入札参加資格の確認結果通知 令和 7 年 2 月 21 日(金)に通知する。

(3) 質疑書提出日時

令和 7 年 2 月 21 日(金)午後 5 時まで(必着) ※質問、回答の方法は入札説明書により通知する。

(4) 工事費内訳書の提出等

本工事の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。

(5) 最低制限価格

本工事には、最低制限価格を設定する。

(6) 入札及び開札

令和 7 年 2 月 27 日(木)(即日開札)

※時間、場所は入札説明書により通知する。

4 落札者の決定

(1) 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内であって、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札 を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 資格確認の結果として資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとし、また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。(4)第1回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合は、再度入札を行う。なお、第1回目の入札に参加しない者及び最低制限価格に満たないものは再度入札に参加できないものとする。再度入札の回数は1回とし、再度入札においても内訳書の添付を必要とする。
- (5)上記(4)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
- ①最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
- ②再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。
- 条件1.随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
- 条件2.交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
- 条件3.入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
- 条件4.契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名(捺印)すること。

5 入札に当たっての注意事項

- (1)代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3)入札を希望しない場合は、参加しないことができるので、入札辞退届を持参又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)により提出すること。
- (4)入札参加にあたっては入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は、封書にし、持参により第1回目の入札書提出時に入札書と併せて提出しなければならない。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、工事費見積内訳書を後日提出すること。
- (5)談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
- (6)下記の各項目に該当する入札は無効とする。
- ①郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- ②不備な工事費内訳書を提出した者がした入札

- ③談合その他不正行為があったと認められる入札
- ④虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- ⑤入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ⑥次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 入札金額を訂正した入札書によるもの
 - ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの
 - エ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
 - オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
 - カ 入札に参加する資格のない者がしたもの
 - キ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - ク 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - ケ ニ以上の入札書を提出した者がしたもの
 - コ ニ以上の者の代理をした者がしたもの
- ⑦前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

6 契約方法等

- (1)契約書の様式については、互いの協議により定める。
- (2)契約保証金の徴収は免除する。
- (3)工事履行保証措置は、工事履行保証保険(工事請負額の10分の1以上の金額を保証)によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4)契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (5)一括下請契約を行わないこと。
- (6)本契約の締結は当法人の理事会で承認を受けた後とする。

7 問い合わせ先

〒350-1305 狭山市入間川 1164-1 医療保人社団匡恕会 田医院狭山
担当 経理部長 國府田順子 電話番号 04-2959-6000